

児童虐待防止推進月間

「もしかして?」ためらわないで! 189

いちはやく

虐待に関する相談は全国的に増加していて、命が奪われる事件も後を絶ちません。虐待はどの家庭でも起こり得る問題です。地域で目配り・気配りをして子どもたちを守りましょう。

児童虐待とは

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす虐待には、主に次のようなものがあります。

身体的虐待…たたく、蹴る、首を絞める、激しく揺さぶる、熱湯や冷水を浴びせるなど

ネグレクト…食事を与えない、学校に行かせない、病院に連れて行かないなど

心理的虐待…暴言、きょうだい間の差別、無視、家族への暴力を見せるなど

性的虐待…子どもにわいせつな行為をする・させる・見せるなど

サインを見逃さないで

いつも子どもの泣き叫ぶ声がある、夜遅くまで子どもが家の外にいる、不自然な傷があるなど、虐待のサインは日常の中に表れています。虐待かどうか判断できない場合でも、その可能性があったらためらわずに次の通告窓口に連絡してください。

通告は匿名で行うことができ、通告者や通告内容に関する秘密は厳守されます。

通告窓口

児童相談所全国共通ダイヤル

日時 24時間年中無休

電話番号 1189

成田市子ども110番

日時 月々金曜日 午前8時30分

午後5時15分

電話番号 23・5110(子育て支援課)

一人で悩んでいませんか

「子どもといるとイライラしてしまう」「自分の子どもなのかいいと思えない」など、育児に不安を感じたことはありませんか。子育ては楽しいことばかりではなく、大変なこともあります。一人で抱え込まず、誰かに話を聞いてもらいましょう。

家庭児童相談室

子どもや家庭についてのさまざまな相談ができます。

日時 月々金曜日 午前9時～午後4時

後4時

電話番号 20・1538(子育て支援課)

後4時

子ども家庭110番

子どものしつけや教育などについて相談できます。

日時 毎日 午前8時30分～午後8時

電話番号 043・252・11

52(県中央児童相談所)

親子のためのSNS相談@ちば

保護者や子ども自身からの相談ができます。詳細は県ホームページ

シ <https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/soudan/jidou/oyako-snsht>

pref.chiba.lg.jp/jika/soudan/jid

ou/oyako-snsht

ou/oyako-snsht

ni)で確認してください。

日時 月々金曜日 午前9時～午後

後9時(土・日曜日、祝日は午後5時まで)

周りにいませんか ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族の世話・見守りをしている、親に代わって家事や幼いきょうだいの世話をしているなど、年齢や成長に見合わない重い責任を負っている18歳未満の子どものことです。ヤングケアラーとしての負担が大きくなると、心身の発達・友人関係・勉強・進路などに影響が出てしまいます。

もし周りにヤングケアラーがいるら、子どもの考えを否定せず、家族と子どもの双方を尊重しながら関わるようにしましょう。

※くわしくは子育て支援課へ。

子どもたちへ

あなたはかけがえのない人間として生まれました。そして一人一人がそのらしく幸せに生き、お互いの意見や気持ちを大切にしながら、家庭や学校などで安全に安心して生活する権利を持っています。困った時は、友達や近くの大人に相談してみましよう。話を聞いてくれ、一緒に考えてくれる人は必ず近くにいます。あなたは一人ではありません。

おうちのことで悩んでいませんか

「家族からたたかれる」「ご飯を食べさせてくれない」「学校に行かせてもらえない」といったことはありませんか。話を聞いてもらいたい時、苦しい時には電話をかけてください。あなたを守ってくれる大人がいます。

成田市子ども110番

日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分

電話番号 = 0476-23-5110

チャイルドライン

日時 月々土曜日 午後4時～9時

電話番号 = ☎0120-99-7777

児童相談所全国共通

ダイヤル

日時 いつでも

電話番号 = 189

